

議案第 93 号

亀山市国民宿舎関ロジ条例の廃止について

亀山市国民宿舎関ロジ条例を別紙のとおり廃止する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例

提案理由

条例の廃止について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例

亀山市国民宿舎関ロジ条例（平成24年亀山市条例第23号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。